

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



組合会報

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

東京都民主個人タクシー事業協同組

合

足立区六月2丁目16番8号

電話：3884-1880

FAX：3884-1946

☆ 安全は、健康管理と自己管理 ☆

◇◇巻頭言◇◇



なでしこジャパンの奇跡的なW杯制覇に世界中が惜しめない称賛の声を送っている。体格では、

はるかに勝っている強豪を相手に勝ち続けることは、知られざる普段の練習の小さな積み重ねから、更にチームは東日本大震災の復興を願い祈る心で一体となっていた。その心に世界の人々が共鳴し、巨大な声援のうねりが広がり、今回の偉業を成し遂げ、いま久しぶりに笑顔が戻り、日本が立ち直るきっかけにして、この難局を力を合わせ乗り越えて行きましょう。

今年も酷暑による熱中症の対策を。夕立は夕方から宵の内と明け方に多いと言われるが近年は突然、まさに人間の弱点を突いた形のゲリラ豪雨。故に家族全員で防災力を養って参りたいと思います。どうか互いに恙無き夏を過ごして参りましょう。

○組合夏期休暇のお知らせ○

★8月15日(月)～17日(水)まで休業致します。

★組合業務は18日(木)より営業を行います。

○東京タクシーセンター○

8月の重点指導地区「場所」①銀座・新橋地区②羽田空港「指導内容」①銀座・新橋地区

における違法行為の防止指導及びタクシー乗り場等適正運営制度規制無視の防止指導。
②羽田空港における帰京客等需要増加に伴う乗り場周辺の秩序維持、乗り場周辺の交通安全業務及び違法行為の防止指導。

◎利用者モニターより通報がありました

◎

当組合事業者は、利用者に対し、友達のような言葉づかいで会話し、無駄話をしてくる。接客意識が無い等の、通報がありました。

接客態度の基本動作について『乗車時・降車時の挨拶の実行』『行き先・コースの確認の実行』『指示等に対する返事・忘れ物に対する対応の実行』『言葉づかい』『服装・身だしなみ』『運転操作』『地理知識』等を、事業者におかれましては、十分に配慮して、無事故・無違反の営業をお願い致します。

◎(社)東京都個人タクシー協会◎

(社)街頭営業適正化指導規定の概要

1,改正の概要 (1)区分名称を変更しました。

A事案→警告事案 B事案→講習事案 C事

案→処分事案 (2)事案の区分にあたり、C事案と判断されるには、従来、法律違反関係を3年以内で2回、又は適正運営推進制度規制違反関係を1年に2回(2点)と同一種類の違反を2回した場合としておりましたが、今後は違反等の種類に関係なく、すべての指導対象事案を対象に発生回数整理により行うよう厳しくしました。1回目→警告事案 2回目→講習事案 3回目→処分事案 4

回目以降→処分事案(加重) (3)すべての指導対象事案を発生回数で整理して処理を行うため、タクシーセンターから所属団体へ届いた「指導内容通知書」の写しを当協会へ速やかに提出することとしました。(苦情事案は原則として対象としません。)(4)複数回目の判断にあたり、これまでは1年以内の再違反としておりましたが、2年以内の再違

反と厳しくしました。**記録及び処理**

(1) 事案は1件を1点とし、運転者等別に記録する。(2) 事案の発生日から起算して1年以内に新たな事案を発生させたときは、当該運転者等の点数又は累積点数に当該事案の点数を付加する。(3) 点数は事案の発生日、累積点数は直近の事案の発生日から起算して事案のない期間が1年を経過したとき消滅する。(4) 事案の発生日から1カ月以内の当該運転者がセンターの実施する適正化研修を受講したとき当該事案に係る点数は消滅する。(5) 累積点数が2点以上の場合、運転者の記録証明制度に基づき証明対象として処理する。(6) 個人タクシー事業者の累積点数が2点以上に達したときは、タクシー業務適正化のための通報制度に基づき不適正営業車両の通報対象として処理する。(7) 累積点数が3点以上の場合、優良運転者表彰の対象としない。(8) 累積点数が5点以上に達したときは、所属事業者（個人タクシーにあっては所属団体）のランク評価対象とする。23年10月より適用★貴方の不適正駐停車が、みんなが迷惑している交通妨害になっています。貴方の不適正待機が社会問題になっているのです。プロドライバーとして誇りを忘れず、基本的交通マナーをまもりましょう!!今は、タクシーの政策が転換できるかどうかの瀬戸際です。世論の支持が無ければタクシー事業を取り巻く環境は良くなりません。一人ひとりが個人タクシー誕生の原点に立ち返り対応して行きたいと思えます。

◎西新井警察署より◎

★車上荒らし連続発生!! 7月中に17件

月極駐車場では、8件 発生!!
綾瀬・竹の塚警察署管内でも工具が盗まれています。荷台や、車の窓ガラスが割られて、車内から盗まれています。ご注意ください。

★タクシー運転手を狙った強盗事件発生★

7月21日午前3時ごろ・足立区鹿浜7丁目

11番8号路上で後方より近づき、被害者を殴打し、現金が入ったバッグを奪って逃走中しています。★犯人を逮捕する為に断片的でも結構ですので、皆様からの情報提供をお願い致します。

★高速道路でも抜き打ちで、シートベルトの装着取締実施いたしておりますのでご注意ください。

○日個連交通共済○

死亡事故報告 発生日時・平成 23.6. 17日 (金) 午前3時35分 発生場所 台東区花川戸一丁目四番先路上 発生状況 事業者（小岩支部56歳）が上記場所を実車走行上、横断禁止道路の右側から出て来た相手（男性身元不明）を轢いて死亡させた。相手は酔っており、道路の横断を繰り返していた模様。

表示義務 交通共済ステッカー・守れ、速度と車間距離・指定の大きさのウィンカーの装着
★一体型車載カメラ申込み受け付けます。

安全運転で無事故の稼働をお願い致します。

○事務局より○

★車検・メーター検査・運転免許等の更新が済みましたらコピーの提出を事務局まで必ずお願い致します。組合賦課金等は毎月10日迄に必ず納金して下さい。未納の方は早急の納金を御願い致します。日別票の未提出者は期日の厳守を。★タクシー表示ステッカー等についての確認をお願いします。車内=深夜早朝2割増・運賃料金表・エコカード・定額運賃・シートベルトの着用・車外=ちょっとそこまで・指差し外国語シート・こども110番・禁煙車マーク・がんばれ東北、がんばろう日本等の表示をお願い致します。 無い方は、事務局まで

○換金より○

8月末日迄のチケットの換金は、8月1日(月)迄に。

東個協系横浜個人タクシーの乗車補助券(500円)は日個連では取扱は出来ません。ご注意ください

★法務省(HMS)・帝人(株)乗車券の取り扱

いについては、すべての欄に記入していただ
いて下さい。記入していただけない場合は、
受領しないようお願いします。西東京市の2
2年度のタクシー利用券（福祉券）の有効期
限は、平成23年7月31日（土）です。

☆友の会… 

| 月 日 | 定 期 | 場 所 |
|---------|-----|----------|
| 8月3日（水） | 1ヶ月 | 足立協組内 |
| 8月2日（火） | 3ヶ月 | トヨペット足立店 |
| 8月30日 | 3ヶ月 | トヨペット入谷店 |

| （火） | | |
|---------|-----|-----------------|
| ○勉 強 会○ | | |
| 月 日 | 曜 日 | 時 間 |
| 8月 7日 | 日 | AM9, 30~PM5, 00 |
| 8月 28日 | 日 | AM9, 30~PM5, 00 |

受講生の啓蒙をよろしく御願ひ申し上げます。